



豊島区子どもプラン

豊島区子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度
(2015～2019)

概要版



平成27年3月

豊島区



豊島区子どもプランってどんな計画？

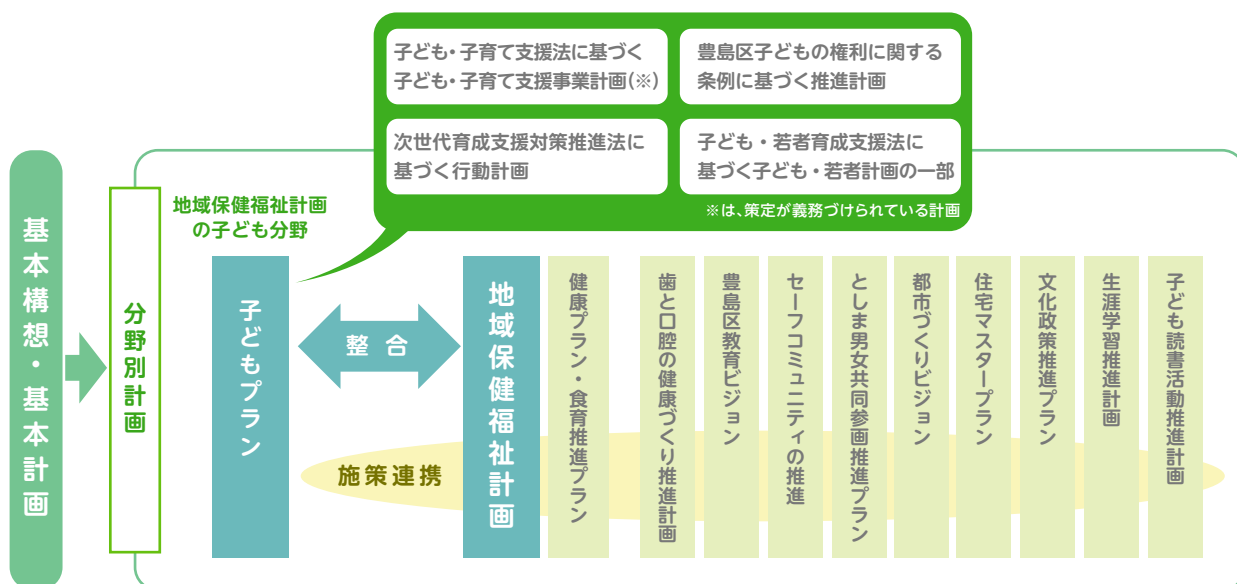
安心して子どもを産み育て、子どもたちの健やかな成長が笑顔となって地域にあふれるまちの実現を目指します。



◆ 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年です。

◆ 計画の位置づけ



◆ 計画の基本理念

すべての子どもの最善の利益が考慮され、
家庭や地域のなかで子どもが成長し
子育てに伴う喜びが実感できるまちづくり

今回の「豊島区子どもプラン」の推進にあたっては、「豊島区子どもプラン一次世代育成支援行動計画（後期計画）一」の理念や考え方を継承し、区民や事業者など多様な主体と共に、豊島区の子どもたちが健やかに育ち、親が安心して育てられる環境づくりをさらに進めます。



豊島区の子どもを取り巻く現状は？



区の動き

待機児童対策

認可保育所入所希望者の急増に対応するため、既存の保育計画による対策に加え、平成 25 年度と平成 26 年度の 2 年間で実施可能な 10 事業の緊急対策「豊島区待機児童対策緊急プラン」を実施しました。また、子ども・子育て支援新制度により、さらに待機児童対策を加速させるため、「子ども・子育て支援対策本部」を設置しました。

いじめ防止対策推進条例

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として「豊島区いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

消滅可能性都市から持続発展都市へ

平成 26 年 5 月 8 日に民間有識者組織の「日本創成会議」により、豊島区は 23 区で唯一、「消滅可能性都市」とされました。区では、これを受けただちに「豊島区消滅可能性都市緊急対策本部」を設置、さらに人口減少社会への対策を総合的、本格的に推進する全庁体制の新組織「豊島区持続発展都市推進本部」を設置し、地域の活力を維持し、魅力的で暮らしやすい持続発展都市づくりに取り組んでいます。

セーフコミュニティ国際認証都市

セーフコミュニティとは、「WHO 地域の安全向上のための協働センター」が推進する、安全・安心まちづくりの国際認証制度です。

平成 24 年 11 月豊島区は、世界で 296 番目、日本で 5 番目、東京都では初めて、この国際認証を取得しました。また、同時に区立朋有小学校が、世界で 103 番目、日本で 3 番目となる「インターナショナル・セーフスクール」の国際認証を取得、さらに平成 26 年度より、富士見台小学校が認証に向けた取組みを始めました。

豊島区新庁舎

平成 27 年 5 月 7 日、豊島区の新庁舎が誕生します。環境対策を先導する日本初のマンション一体型本庁舎です。新庁舎全体をまるごと「ミュージアム—美術館・博物館」に見立て、「ふるさと豊島」の文化や歴史遺産、自然などを紹介していきます。また、子どもたちをはじめ区民のみなさんが、自然環境を体感し、憩える場を設けています。

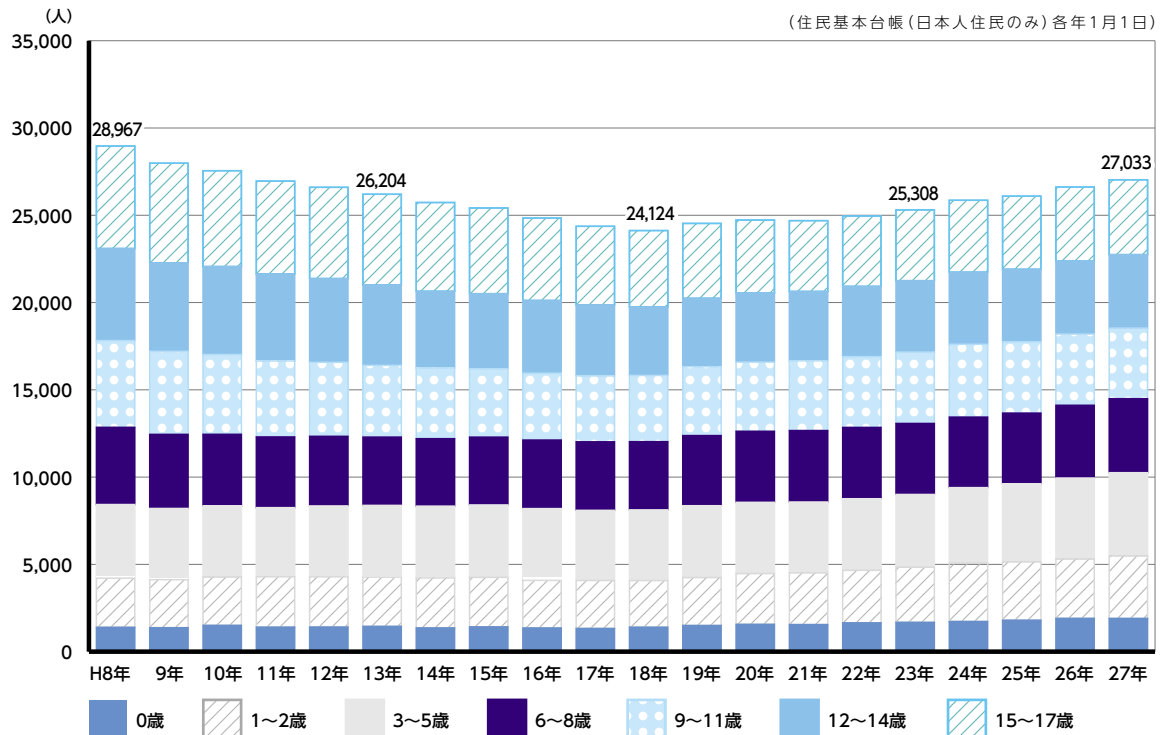




区の子どもの状況

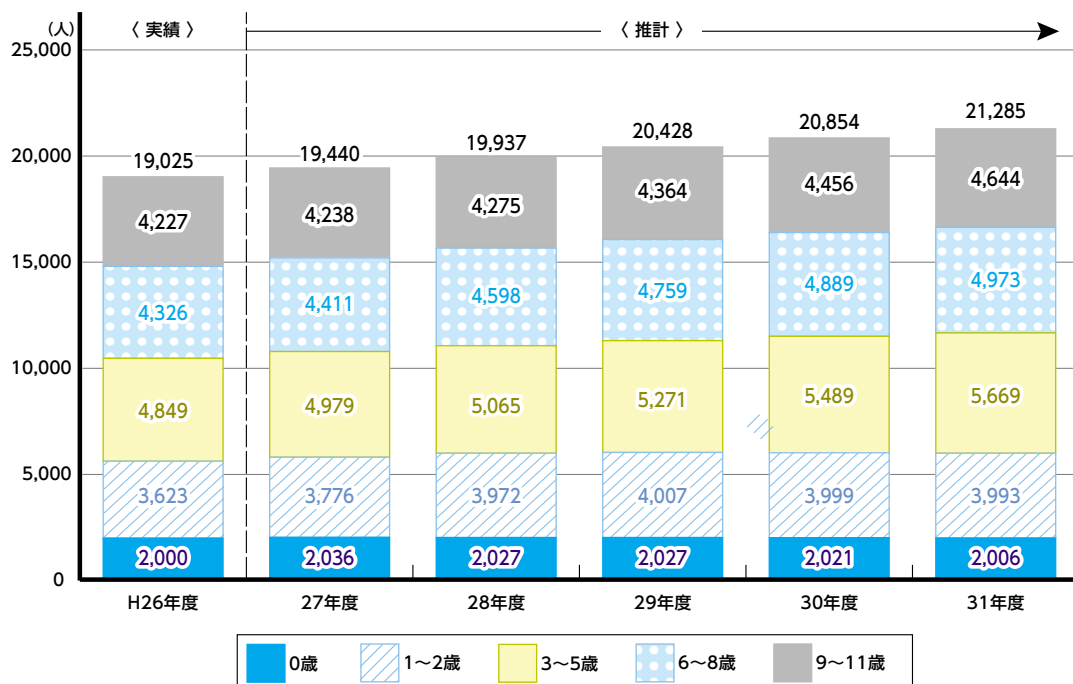
18歳未満の児童人口は、平成27年時点で27,033人となっています。平成18年までは減少していましたが、その後は増加傾向を示しています。

〔児童人口（18歳未満人口）の推移〕



児童人口の推移見込み

12歳未満の児童人口は、今後も増加することが予測されており、計画の最終年度にあたる平成31年度には21,285人と見込まれます。





施策の体系

I. 子どもの自己形成・参加支援

1. 子どもの参加・参画の促進

(1) 子どもの参加・参画を促進する取組み

(2) 「子どもの権利」の理解の普及・啓発

2. 子どもの遊びの充実

(3) 子どもの居場所・活動の場の整備

(4) 屋外遊び場の充実

3. 文化・スポーツ活動の推進

(5) 文化活動を推進する取組み

(6) スポーツ活動を推進する取組み

II. 子ども・子育て支援の充実

1. 保育や幼児教育の場の確保

(7) 保育施設の充実

(8) 幼稚園の充実

(9) 認定こども園の推進

(10) 幼稚園・保育所と小学校の連携

2. 地域の子育て支援の充実

(11) 妊産婦の健康確保と出産の支援

(12) 保育サービスの充実

(13) 子育て支援サービスの充実

3. 特徴のある子育て支援サービスの充実

(14) 子どもの健康確保のための取組み

(15) 家庭教育の支援

(16) 子育て環境の充実

III. 困難を有する子どもやその家族への支援

1. 要支援・要保護児童への支援

(17) 児童虐待防止対策の強化

2. 障害のある子どもの支援

(18) 障害のある子どもの支援

3. 子どもの権利保障のための相談支援

(19) 子どもの権利を保障する取組み

(20) 不登校・ひきこもりの子どもへの支援

(21) 外国籍の子どもへの支援

(22) 子どもの貧困対策

IV. 子どもの成長を地域で支えるための環境整備

1. 地域住民の力の活用

(23) 地域住民との協働による子育て支援

(24) 地域人材の開発・育成

2. 子どもに安全な社会環境の整備

(25) 子どもを取り巻く有害環境等への対応

(26) 子どもを犯罪や交通事故等から守るための活動の推進

3. 子育てを支援する生活環境の整備

(27) 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進

(28) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し



豊島区が重点的に取組む施策は？

I 子どもの自己形成・参加支援

すべての子どもの権利が尊重され、子どもたちが積極的に社会とかかわり合う機会の提供を進めるとともに、遊びや文化・スポーツ活動等を通じ、自分らしく過ごす中で自己形成が図られるよう、環境づくりに取り組みます。

子どもが心身ともに健康で文化的に育ち、未来の地域社会の一員として、積極的に地域活動に参加し地域を担っていくことができるよう、様々な活動の機会の提供に努めます。

【取組方針】	【主な取組事業】
(1) 子どもの参加・参画の促進 ………	子どもの参画推進事業／子ども地域活動支援事業／としま子ども会議の開催／「子どもの権利」の理解の普及・啓発
(2) 子どもの遊びの充実 ……………	子どもスキップの運営・開設／中高生センターの運営／放課後子ども教室事業／プレーパーク事業
(3) 文化・スポーツ活動の推進 ………	子どものための文化体験プログラム／小・中学校音楽鑑賞教室／としまスポーツまつり／ジュニア・スポーツリーダー育成事業

II 子ども・子育て支援の充実

区民のニーズを的確に捉えながら、区の保育や幼児教育の量的・質的充実を図るとともに、地域に根ざした多様な子育て支援事業の提供・確保を図ります。

家庭を築き、子どもを産み育てるという希望がかなえられるとともに、すべての子どもの健やかな成長を保障します。

【取組方針】	【主な取組事業】
(1) 保育や幼児教育の場の確保 ………	私立保育所施設整備助成／認証保育所運営費等補助事業／小規模保育事業／家庭的保育事業／子ども福祉研修
(2) 地域の子育て支援の充実 ……………	妊婦健康診査事業／一時保育事業／病後児保育事業／学童クラブ事業／こんにちは赤ちゃん事業／地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設
(3) 特徴のある子育て …………… 支援サービスの充実	子どもの健康診査事業／乳幼児歯科衛生相談事業／親の子育て力向上支援事業／子どもの医療費助成事業／子ども事故予防センター「キッズセーフ」の運営と事故予防の啓発／としま育児サポート手帳・としま育児サポーターの導入／としま見る知るモバイル（結婚から出産・子育て応援サイト）



Ⅲ 困難を有する子どもやその家族への支援

教育や福祉、保健、医療などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かしながら、子どもやその家族が抱える悩み・困難に向き合うことで、個々の発達段階に応じた、切れ目のない継続的かつきめ細やかな支援を行います。

豊島区では、様々な地域団体や自主的に活動している団体との地域のネットワークを活かして困難を有する子どもやその家族への支援に取り組んでいきます。

【取組方針】	【主な取組事業】
(1) 要支援・要保護児童への支援 ……	子ども虐待防止ネットワーク事業／児童虐待防止の普及・啓発／こんにちは赤ちゃん事業／子育て訪問相談事業／親の子育て力向上支援事業
(2) 障害のある子どもの支援 ……	障害児保育事業／巡回子育て発達相談事業／障害者（児）日中一時支援事業／障害児福祉のしおり（仮称）の作成／発達障害者心理相談補助事業／発達サポートファイル
(3) 子どもの権利保障のための相談支援 ……	「子どもの権利」の理解の普及・啓発／子どもの権利擁護委員相談事業／子ども家庭女性相談事業／更生保護サポートセンターの設置／人権擁護委員相談事業／スクールソーシャルワーカー活用事業／子ども・若者支援事業

Ⅳ 子どもの成長を地域で支えるための環境整備

子育て経験者や高齢者等の地域人材を養成し、それらの地域人材が未来を担う子どもたちを健やかに見守り育むという地域の教育力の向上を支援していきます。これまでの地域を核にした取組みを活かしつつ、さらに拡大・発展させることで、豊島区の子どもたちが安全で健やかに育まれる地域づくりに取り組みます。

【取組方針】	【主な取組事業】
(1) 地域住民の力の活用 ……	民生委員・児童委員事業／青少年育成委員会運営／子ども講座（子育て人材開発支援事業）／子育て人材活用事業
(2) 子どもに安全な社会環境の整備 ……	「子どもを守る」インターネット等利用講座／PTAと連携した「豊島ルール」の活用／安全・安心パトロールの実施／小学校児童の通学路安全対策の推進
(3) 子育てを支援する生活環境の整備 ……	子育てファミリー世帯への家賃助成事業／企業・事業所への啓発事業／ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催



子ども・子育て支援新制度って？

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、乳幼児期の保育や教育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子育て支援ニーズ調査により「量の見込み」を把握し、その「量の見込み」に対する子ども・子育て支援の提供体制の確保等を内容とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっています。



子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく以下の2つに分かれます。

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

施設型給付

- 幼稚園
- 保育所
- 認定こども園

(注) すべての幼稚園が新制度に移行するものではありません

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

児童手当

子ども・子育て支援新制度のもとでは、保護者の申請を受けた区市町村が、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。

地域子ども・子育て支援事業は、すべての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性の有無にかかわらず利用できます。

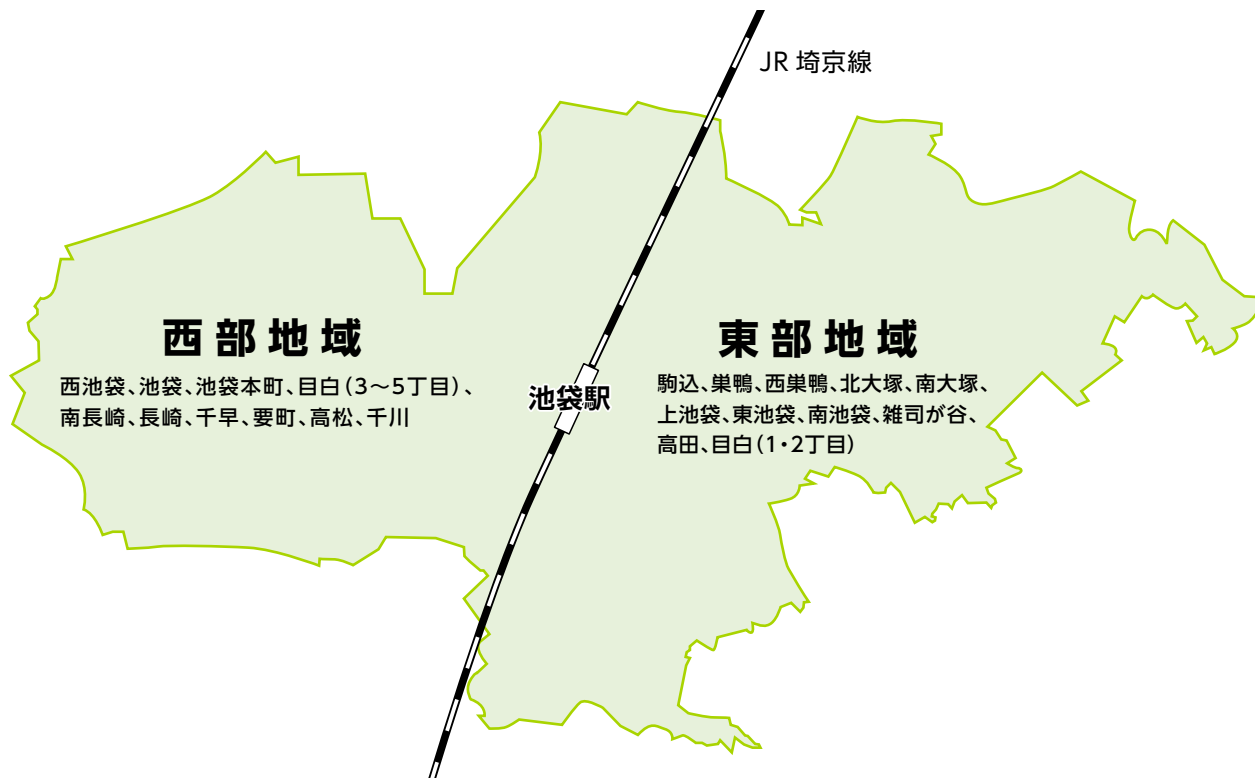
地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業 【新設】
- 時間外保育事業 (延長保育)
- 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)
- 子育て短期支援事業 (ショートステイ)
- 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)
- 養育支援訪問事業等
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (小学生)
- 妊婦健康診査
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【新設】
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 【新設】

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳以上	3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり	保育の必要性あり
利用 施設 可能	認定こども園			
	幼稚園		※	
	保育園	※		
	地域型保育事業	※	※	

※ 特にやむを得ない理由により、区が認める場合に限る

◆ 教育・保育の提供区域の設定



◆ 量の見込みと確保方策

① 教育・保育

認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）です。

満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用（1号認定）

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,101	2,137	2,224	2,316	2,392
確保方策	2,157	2,172	2,224	2,316	2,407

満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用（2号認定）

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	幼) 232 保) 1,869	幼) 236 保) 1,901	幼) 245 保) 1,978	幼) 256 保) 2,060	幼) 264 保) 2,128
確保方策	2,141	2,311	2,379	2,379	2,379

満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育を利用（3号認定）

単位：人

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳
量の見込み	1,765	622	1,838	619	1,851	619	1,848	617	1,842	612
確保方策	1,658	575	1,842	626	1,954	656	1,954	656	1,954	656

② 地域子ども・子育て支援事業

1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

単位：か所

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

2) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間について、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	834	854	873	889	901
確保方策	794	874	934	934	994

3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校施設の一部や、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

単位：人

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
量の見込み	1,379	307	1,439	308	1,487	316	1,525	324	1,551	338
確保方策	2,089		2,089		2,089		2,089		2,089	

4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育を行います。

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	125	128	131	133	135
確保方策	730	730	730	730	730

5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
確保方策	訪問指導員体制 委託助産師：13 人 地区担当保健師：17 人				

6) 養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施します。

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,100	1,150	1,150	1,150	1,150
確保方策	実施体制：5人（東部3人、西部2人） 実施機関：子ども家庭支援センター 委託団体等：未定				

7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	288,216	297,492	299,232	298,536	297,492
確保方策	62 か所	62 か所	62 か所	62 か所	62 か所

8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりを行います。

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	幼稚園	その他	幼稚園	その他	幼稚園	その他	幼稚園	その他	幼稚園	その他
量の見込み	86,959	19,365	88,460	20,008	92,059	19,938	95,866	19,646	99,009	19,365
確保方策	118,000	24,409	118,000	24,409	118,828	24,409	121,156	24,409	122,317	24,409

9) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を行います。

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	3,069	3,147	3,215	3,273	3,318
確保方策	2,440	3,204	3,238	3,277	3,318

10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（小学生）

小学生の児童を有する保護者で、児童の預かり等の援助が必要なかた（利用会員）と、援助を行うことができるかた（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
量の見込み	992	240	1,034	242	1,070	247	1,099	252	1,118	263
確保方策	1,425		1,425		1,425		1,425		1,425	

11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、適時に必要な医学的検査を実施します。

単位：左／人、右／件

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	受診者	受診件数	受診者	受診件数	受診者	受診件数	受診者	受診件数	受診者	受診件数
量の見込み	2,661	29,271	2,661	29,271	2,653	29,183	2,633	28,963	2,633	28,963
確保方策	実施場所：都内実施医療機関 検査項目：問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）、血液検査、血液型（ABO 型、Rh(D) 型）、貧血、血糖、不規則抗体、梅毒（梅毒血清反応検査）、B 型肝炎（HB s 抗原検査）、風疹（風疹抗体検査）、クラミジア抗原、C 型肝炎、経膈超音波、HTLV-1 抗体、B 群溶連菌、NST（ノン・ストレス・テスト）、超音波検査、保健指導									

◆ 計画の推進に向けて

計画の進行管理

「青少年問題協議会」及び「子ども・子育て会議」を中心に行い、各年度において実施状況を把握・点検しつつ、その後の施策の推進を図っていきます。計画の進捗状況については、毎年、公表していきます。

地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化

区民やNPO法人、地域団体等の主体的な活動展開を支援するとともに、国、東京都、地域の大学、社会福祉協議会、事業者など関係機関との連携を強化していきます。

人材の確保・養成システムの構築

子育て支援の担い手となる地域人材を育成するとともに、公立・私立を問わず児童福祉にかかわる職員のさらなる資質向上のために研修機会を確保していきます。

新制度の実施責任と推進体制の強化

区は新制度の実施主体として、総合的・効果的な施策の推進を図っていくため、福祉・保健・教育・住宅等の関係分野が連携した庁内横断的な推進体制を強化するとともに、効率的な運営体制づくりを進めます。

豊島区子どもプラン 【概要版】

豊島区子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発行：豊島区子ども家庭部子ども課

豊島区東池袋一丁目18番1号(平成27年5月1日まで)
 豊島区南池袋二丁目45番1号(平成27年5月7日から)
 TEL 03-3981-1111(代表)